

# 豊島区広報

6月号

昭和41年6月20日 東京都豊島区役所発行 電話(981) 大代表 1111

世帯と人口
5月1日現在
人口 352,641
男 177,882
女 174,759
世帯数 133,254
(住民登録による)



## 緑の大敵 アメリカシロヒトリ

撲滅に立ちあがろう 写真く町ぐるみせん減作戦展開中

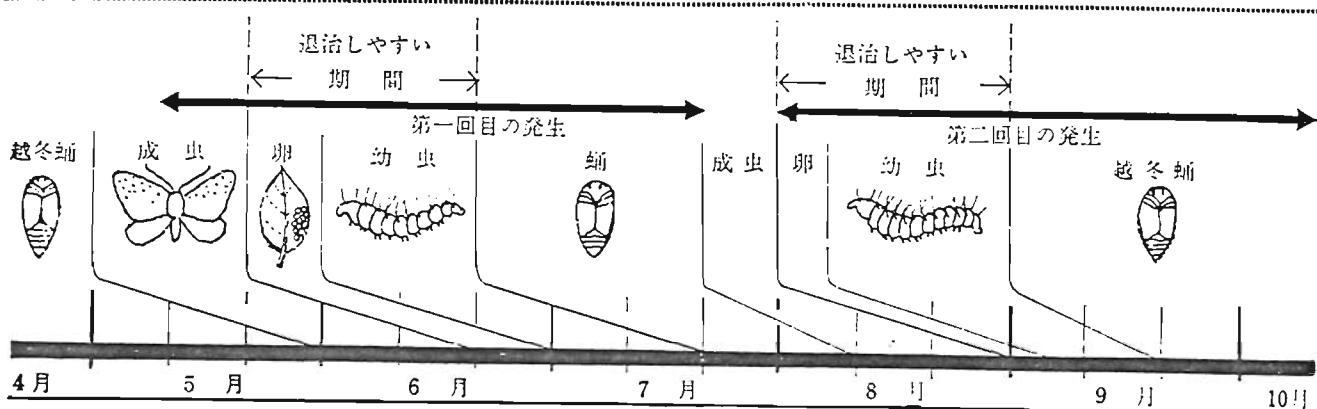
緑の大敵。アメリカシロヒトリの第一回目の発生時期がいよいよやってきました。

区では、これに対処するため防除対策協議会をもうけて、シロヒトリ退治に万全を期しております。

区民のみなさんも、けやき、すずかけ、プラタナスなどの樹木や庭木には、十分に気を付けてください。

○…卵からかえった幼虫のはじめは、集団で巣をつくり、葉の片面だけを食害しますから、葉がすけて見えます。巣を見つけたら、さっそく枝葉を切りとり、焼くか、踏みつぶすかしてください。

○…なお、個人の手に負えないときは、区建設部公園係（内線 369）までご連絡ください。



# 永久選挙人名簿

6月20日から  
のいつせい調査

このたび公職選挙法が改正され永久選挙人名簿制度が、来る9月30日から実施されることになりました。またこの調査は、区が毎年一回定期的に行なう住民登録の実態調査を挙資格者を調査するため、全国いともかねて行なうことになりました。

なお、豊島区に転入したり、区内で住所を移したり、世帯主が変わったときは、その変化

## 住民登録の実態調査

### ご協力ください

住民登録の調査は、住民登録と区民のみなさんの居住の実態が一致しているかどうかを確かめて、住民票の整備をはかるために行なわれるものです。住民票の整理が完全であるかどうかは、区民のみなさんのお子さんが入学したり、就職したり、自動車の免許取得などの添付書類として提出しなければならないものとして、日常生活にとって非常に大きな影響があります。

したがって、正確なものを作り、調査員が各家庭を訪問して、家族・同居人・使用人の居住状況などをお尋ねします。これが同時に永久選挙人名簿の実施調査にもなりますので、みなさんのご協力をお願いいたします。

選挙が明るく、正しく行なわれるためには、選挙権行使の前提となる選挙人名簿が適正に調整されていることが、もつとも大切なことです。

## 今までの選挙人名簿に

### 永久選挙人名簿に

これまでの選挙人名簿は、世帯主の出張所へ届け出なければなりません。

わった日から14日以内に必ず所轄の出張所へ届け出なければなりません。

このため今までの選挙人名簿制度が改正され、永久選挙人名簿制度に変わります。

また、補充選挙人名簿について調査をするのか……。

なお、このたびの調査によつて、本区の永久選挙人名簿にせられる方は、昭和21年10月1日以前に生まれた日本人で、本年3月20日以前から引き続き三区内に住んでいて、6月20日現在本区に住所のある方です。

来春は区議会議員の選挙も控えています。投票ができるか

できないかは、ひとつにこの調査を行なって、その結果にもとづいた選挙人名簿を永久的に固定して、いったん作られた名簿は、異動がない限り、

そのままのせておく「選挙人の

戸籍」のようにするのが合理的」と云うことになつて、永久選挙人名簿制度ができることになったわけです。



## 特別区民税・都民税の第1期分は6月30日までに納めましょう

本年度から納税通知書の宛名がカナ文字になりました。これは電子計算機を使用した関係上、みなさんにお不便をおかけすることと思いますが、ご協力ください。万一宛名などに間違いがありましたら、ご連絡をお願いします。

……税務部税務課（内線236-245）……

★…5月号に掲載しました「地方税法の一部改正」（表）中の改正後欄ア（配偶者を含む）を…除く。（イ）扶助対象配偶者を…控除対象配偶者に訂正します。





## お知らせ



## ☆豊島区

## 中小企業融資

## =貸付のご案内=

貸付期間：15ヶ月以内（3カ月ずえ置きを含む）

利率：日歩二錢五厘以内（区では4月1日から日歩五厘の利子補給をします。返済方法：割賦返済担保と保証：原則として信用貸し、ただし4月1日から

☆戦没者等の妻に  
国債で貸し付け

区では、戦没者などの妻が生業のために資金を必要とする場合、国庫債券を担保に貸付けをつぎの要領で行ないます。

- 貸付額 十万円
- 貸付期間 五年以内
- 貸付利率 年六分
- 受付期間 5月18日から  
（次第第締切り）
- 貸付人員 二十名（定員に
- 受付先とお問い合わせは  
区厚生部厚生係（内線三一三）

☆電報電話の相談  
時間が変わります

7月から電報電話相談の取扱時間がつぎのように変わります

- ・午前9時～午後4時までが  
なお相談日は、今までとおり
- ・午後1時～午後4時までが  
毎月第1と第3水曜日です。電報・電話のことなら、なんでも相談に応じます。お気軽にご利用ください。

☆商工従業員  
「海の家」開設

区内の商工従業員のために  
神奈川県葉山に、海の家をひらきます。

期間 7月1日～8月31日

課商工係（内線二八六）

六都道の管理窓口が  
変わりました

都第四建設事務所では、いまだ豊島区役所内に都道の管理関係の窓口を設けていましたが、6月1日から移転して、

・区相談室（区役所1階）  
・都道と一般国道の占用申請書の受け付け

・都道の維持関係の陳情などそのほか都道に関する相談の事務を扱っています。

・区民部経済課内豊島区商工相談所（内線二八八）  
貸付期間：五十万円以内  
いつでも受付けています。

名称：東京都第四建設事務所  
豊島出張所（383）〇六七五

## ☆商店街移動講座を開きます

今年度から新しいところみとして、商店経営の基本的な講座を区内の主要商店街を中心に行なっています。ご希望の方は、開催地区的商店会長を経て申し込むことになっています。

今回は、つぎの要領で実施いたします。

◇7月26日：長崎厚生会館  
（執務時間中）  
◇受講資格：区内商店街役員及び経営者

・定員：一日一〇〇名、定員になり次第、その日の申し込みは締めきります。

◇定員：五〇名（申込順）  
◇受講料：無料  
◇お問い合わせは：区民部

経済課商工係（内線二八六）

## ☆結婚相談

・毎日午前9時～午後4時  
(ただし第2・4日曜日、1・3月曜日は休み、土曜日は午前中)

・区相談室（区役所1階）  
1・3月曜日は休み、土曜日

## ☆行政苦情相談

・毎週木曜日午前9時～12時  
（執務時間中）  
・区民相談係（区役所1階）  
・区相談室（区役所1階）

## ☆税務経営相談

・毎週土曜日午前9時～12時  
（執務時間中）  
・区相談室（区役所1階）

## ☆人権身上相談

・毎月第2火曜日  
・午後2時～4時まで  
・区相談室（区役所1階）

## ☆行政苦情相談

・毎月第2火曜日  
・午後2時～4時まで  
・区相談室（区役所1階）

・毎月第2火曜日  
・午後2時～4時まで  
・区相談室（区役所1階）

## ☆税務経営相談

・毎月第2火曜日  
・午後2時～4時まで  
・区相談室（区役所1階）

・毎月第2火曜日  
・午後2時～4時まで  
・区相談室（区役所1階）

・毎月第2火曜日  
・午後2時～4時まで  
・区相談室（区役所1階）

・毎月第2火曜日  
・午後2時～4時まで  
・区相談室（区役所1階）